



発行 東京都

目次

規則

告示

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………(総務局人事部調査課)…一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 新たに生じた土地の確認(大田区)……………(総務局行政部政課)…二
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)…三
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(同)…三
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…三
- 建築基準法による道路の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開設指導第一課)…三
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所開設指導第二課)…四
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十第一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更……………(環境局地球環境エネルギー部総量削減課)…四
- 平成二十二年東京都告示第四百七号(東京都土壤汚染対策指針)の一部改正……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(同)…五

- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…九
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開設指導第一課)…一〇
- 介護老人保健施設等の施設整備及び運営事業者の公募……………(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)…一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…二
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…三

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百九号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)の一部を次のように改正する。

別表四 二の部東京都世田谷都税事務所の項中「世田谷区若林四丁目二十二番十二号」を「世田谷区若林四丁目二十二番十三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十月十一日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表第十二 二十六の項の次に次のように加える。

二十七 塩化ビニルモノマー	〇・〇〇二
---------------	-------

附 則

- この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、現に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五十五号）第百十六条第一項若しくは第四項又は同条例第百十七条第二項に規定する調査に着手している者に適用される汚染土壌処理基準については、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別表第十二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

●東京都告示第千六百九十五号

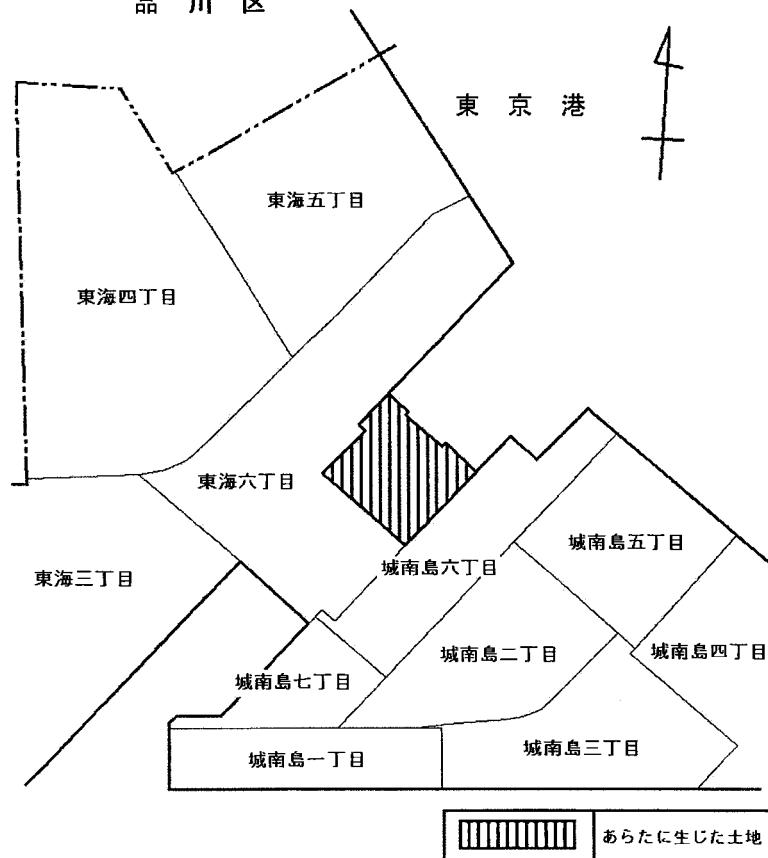
大田区長から、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、平成二十八年九月二十八日付けで同区内に次の土地が生じたことを確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 所在 大田区東海六丁目三番及び城南島六丁目一番の地先
- 二 面積 八八、七〇二・一六平方メートル

品 川 区



所 在 大田区東海六丁目三番及び城南島六丁目一番の地先
面 積 88,702.16平方メートル

●東京都告示第千六百九十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 平成二十八年十月十八日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社アイティンシー
- (二) 代表者氏名 代表取締役 飯田 孝喜
- (三) 主たる事務所の所在地 板橋区徳丸四丁目三番三号
- (四) 免許証番号 東京都知事(7)第五四一〇一号
- (五) 免許年月日 平成二十四年六月十日

- 一 日時 平成二十八年十月十八日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社和光総合研究所
- (二) 代表者氏名 代表取締役 成田 功
- (三) 主たる事務所の所在地 大田区蒲田四丁目二十三番十二号
- (四) 免許証番号 東京都知事(6)第六一六八七号
- (五) 免許年月日 平成二十四年八月十六日

●東京都告示第千六百九十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社ファーストリック
- (二) 代表者氏名 代表取締役 北尾 美暁
- (三) 主たる事務所の所在地 世田谷区太子堂一丁目十二番三十九号 三軒茶屋ビル三階
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五〇六四号
- (五) 免許年月日 平成二十五年二月十五日
- 二 処分年月日 平成二十八年九月二十八日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間（平成二十八年十月二十一日から同年十一月十九日まで）
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第千六百九十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき銀座六丁目10地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

銀座六丁目10地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年十二月十二日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区銀座六丁目地内

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

中央区銀座六丁目十二番一号

平成二十四年十二月十二日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年十月七日

●東京都告示第千六百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第四号の規定による 平成二十八年九月八日 羽村市川崎一丁目二百二十番二の二の一角、幅員五・〇〇

道路の規定による 同番二地先並びに二百二十番二の二の一角、幅員五・〇〇

三番三、三番一、同番六、三百四番二、同番五及び三百九番の各一部、同番地先並びに三百十番一、同番二、三百十一番三、同番四、同番十一、同番十二、三百十二番一、三百十五番三及び三百十六番一の各一部、同番二並びに三百十七番一から同番三まで、三百十九番一及び同番二の各一部、同番三並びに同番四、三百二十一番六、同番十二、三百三十九番三、三百四十一番六、三百四十三番六及び同番七の各一部、川崎四丁目二百七十一番三、同番六、二百七十三番一、同番四、二百七十九番一、三百十五番二及び同番四の各一部、羽東一丁目三十二

番三の一部、同番三地先並びに同番六、三十五番四から同番七まで、三十六番五、同番六、同番八から同番十まで、四十番九及び同番十の各一部、羽東二丁目三百四十四番の一部、同番地先並びに三百四十六番一、同番二、同番五、三百四十七番三及び同番五の各一部、同番五地先並びに同番七の一部、羽東三丁目三百四十八番八から同番十までの各一部

●東京都告示第七百号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の面積(単位平方メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年九月六日	西東京市保谷町六丁目千番三の一部	廃止面積 一四・二五

●東京都告示第七百一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十五号)第八条の十第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八条の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小池 百合子

一 登録番号	九
二 登録区分	特定ガス・基準量 都内外削減量
三 登録検証機関名称	KPMGあずさサステナビリティ株式会社
四 代表者氏名	代表取締役 斎藤 和彦
五 営業所名称	KPMGあずさサステナビリティ株式会社 東京事務所
六 変更前の営業所所在地	千代田区大手町一丁目九番五号
七 変更後の営業所所在地	千代田区大手町一丁目九番七号

八 変更年月日

平成二十八年九月二十日

●東京都告示第七百二二号

平成二十二年東京都告示第四百七号(東京都土壤汚染対策指針)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

第二二(二)ア)の表を次のように改める。

チトクロロ エチレン	1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン (別名クロロエチレン)
1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 1-トリクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)
1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)
トジクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)
シス-1, 2-ジクロロエチレン	塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)
1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)

第二二(二)ア)の表有害物質の区分の項中「及びペンゼン」を「、ペンゼン及び塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)」に改める。

別表一 二十六の項の次に次のように加える。

27 塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	0. 002
--------------------------	--------

別表一 二十六の項の次に次のように加える。

27 塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	0. 02
--------------------------	-------

附 則

- この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- この告示の施行の際、現に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第百十六条第一項若しくは第四項又は第百十七条第二項に規定する調査に着手している者に係る東京都土壤汚染対策指針の適用については、この告示による改正後の同指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

●東京都告示第七百三三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第七百九十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月七日

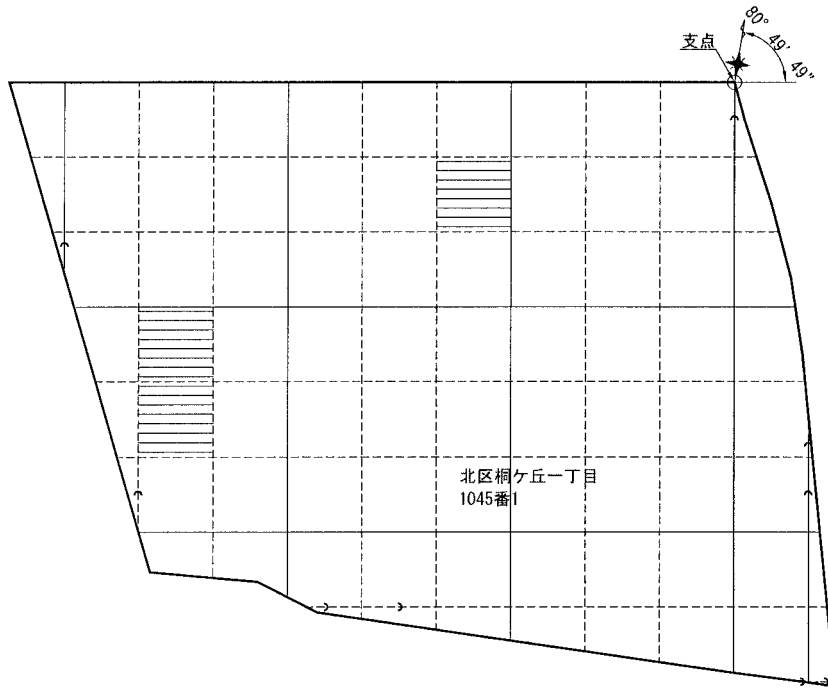
東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区桐ヶ丘二丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】
 支点の位置は
 X=-24556.652575
 Y=-11216.8104
 とする。

※支点座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2条の規定により日本測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

—— : 敷地境界
 - - - - : 単位区画
 ≡≡≡ : 指定を解除する区域

【格子の回転角度 (80° 49' 49")】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百四号

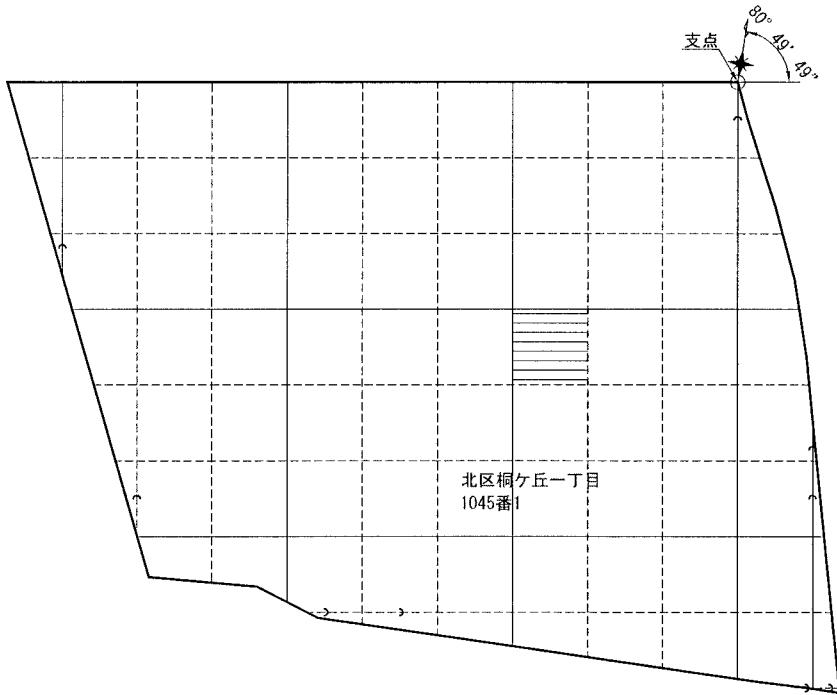
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年東京都告示第七百九十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区桐ヶ丘一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】
 支点の位置は
 X=-24556.652575
 Y=-11216.8104
 とする。

※支点座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2条の規定により日本測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

- : 敷地境界
- - - - : 単位区画
- ▨ : 指定を解除する区域

【格子の回転角度（80° 49' 49"）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

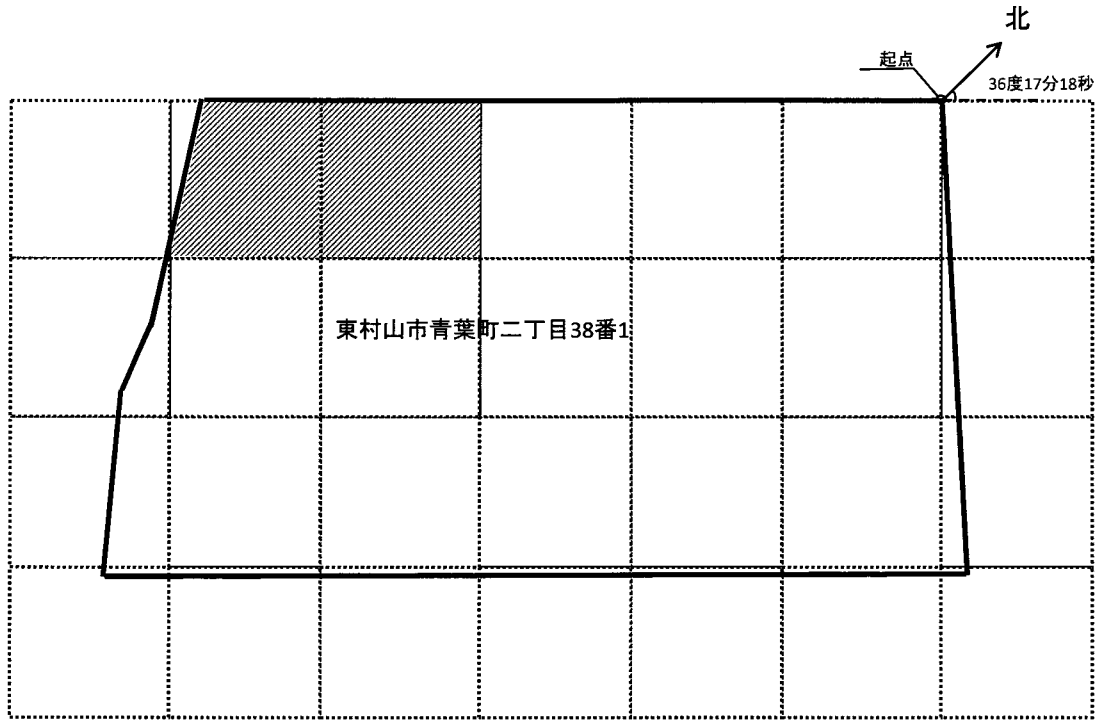
平成二十八年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（東村山市青葉町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



■凡例

----- : 単位区画

—— : 敷地境界(調査対象地)

■ : 形質変更時要届出区域

■起点

起点は、東村山市青葉町二丁目38番1の最北端とする。

■格子の回転角度(36度17分18秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青梅市・八王子市・西多摩郡奥多摩町・同郡日の出町・同郡檜原村(以上二市二町一村について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
青梅市・八王子市・西多摩郡奥多摩町・同郡日の出町・同郡檜原村(以上二市二町一村について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市・西多摩郡奥多摩町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びにあきる野市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認

証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩結び

三 代表者の氏名

高畑 麻純

四 主たる事務所の所在地

東京都北区中十条四丁目十七番一号 コトニア赤羽

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、0歳から100歳まで、誰もが自分らしく、彩り豊かな人生を歩み、協創する社会づくりの実現に貢献し、彩り豊かな人生を歩むために、妨げになる一人ひとりの課題を解決することを目指し、自分を知り、社会や人と人とのつながりが生まれる場と機会の提供と、そのための施設運営や活動の企画運営を行うことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人伊能社中

三 代表者の氏名

尾崎 正志

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区西浅草二丁目九番地の二 浅草スカイレ

ジテル七〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は初等中等教育機関及び一般市民に対して教育の情報化が進展するようデジタル教材の提供やICT支援に関する事業を行い、学校教育分野、社会教育分野における情報化の推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本キャリア開発協会

三 代表者の氏名

立野 了嗣

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目十四番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本におけるキャリアアカウンセリングの構成要素、水準、倫理規定などを定義し、生涯を通じて個人のキャリア開発に関連した教育、相談、振興及び研究などの活動に従事することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすなろの会

三 代表者の氏名

滝沢 景子

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区東池袋五丁目四十九番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域生活の支援活動をとおり、子どもから大人まで、誰もがいきいきと主人らしく関われる地域づくり、誰もが大切にされる社会発展の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人集合住宅管理組合センター

三 代表者の氏名

伊藤 智恵子

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区神楽坂三丁目二番十二号 神楽坂摩耶ビル八階

五 定款に記載された目的

この法人は、マンション問題について分譲マンションの所有者・居住者をはじめとする近隣住民に対して、消費者の立場にたつて、その管理に係る相談・調査・研修等を行うことにより、マンションの管理運営を支援する。

また、建物・設備の維持管理、保全に関する適切な助言や技術支援事業を行うことにより、分譲マンションとその周辺地域の居住環境の保全、地域の安全、コミュニティの育成を図り、市民生活の向上、地域のまちづくりに貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十三番十一、同番十一地先、同番十二及び同番四十九
西東京市芝久保町四丁目二番十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

介護老人保健施設等の施設整備及び運営事業

者の公募について

東京都東村山ナーシングホームを民設民営による運営形態へ転換するため、次のとおり事業者の公募を行う。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 公募の趣旨

東京都東村山ナーシングホームについて、弾力的かつ効率的な施設運営を実現し、利用者サービスの向上を図

ることを目的として、当該施設の民設民営による運営形態への転換を進めている。これに当たり、自ら施設設置主体となって介護老人保健施設等を運営する民間の事業者を公募する。

なお、同事業者が新たな施設の整備を併せて行うものとする。

二 運営施設

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条に規定する介護老人保健施設としての許可を受けて運営する者。

また、介護保険法第七十条に規定する通所リハビリテーション事業所及び訪問看護事業所としての指定を受けて運営する者。

三 所在地

(一) 東京都武蔵野市桜堤一丁目千六百二十五番一

(二) 東京都武蔵野市桜堤一丁目千六百二十五番三

四 新たに整備する施設の概要

(一) 定員 八十人以上

(二) 貸付敷地面積 約二千七百四十三平方メートル(都
有地 有償貸付)

(三) 貸付期間 五十年間

五 応募者の資格

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に基づき設立された社会福祉法人、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十九条に基づき設立された医療法人又は平成十一年厚生省告示第九十六号に規定する介護老人保健施設を開設できる者のうち、平成二十八年十月一日現在、介護老人保健施設又は介護療養型医療施

設の運営実績を一年以上有し、新たに施設整備を行い、事業を安定的に運営できる能力、資力等を有するものであること。

六 申込方法

介護老人保健施設等施設整備・運営事業者公募要項により、平成二十八年十月二十六日(水曜日)に開催する事業者説明会に参加した後、八の受付期間中に応募申込書類、借受申請書類等を提出すること。

なお、同要項は、本日から東京都福祉保健局のホームページに掲載するほか、九の受付場所配布する。

七 公募要項の配布期間

平成二十八年十月七日(金曜日)から同月十九日(水曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)で定める休日を除く。

八 受付期間

事業者説明会の申込は、平成二十八年十月二十一日(金曜日)午後五時まで電子メールにて受け付ける。

応募申込書類の申込は、平成二十八年十二月五日(月曜日)から同月十三日(火曜日)までの午前九時三十分から午後五時までに持参又は同日(火曜日)の午後五時までに郵送等(必着)にて受け付ける。ただし、持参の場合は、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)で定める休日を除く。

借受申請書類等の申込は、平成二十九年一月十八日(水曜日)から同月二十七日(金曜日)までの午前九時三十分から午後五時までに持参又は同日(金曜日)の午後五時までに郵送等(必着)にて受け付ける。ただし、

持参の場合は、東京都の休日に関する条例で定める休日を除く。

九 受付場所

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課(東京都庁第一本庁舎二十四階中央。ただし、平成二十八年十月十七日(月曜日)から東京都庁第一本庁舎二十六階中央)
電話 ○三(五三二〇)四五八七

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
平成二十八年十月七日

- 一 店舗名 (仮称)京王電鉄調布駅周辺開発計画A棟
- 二 店舗所在地 調布市布田四丁目四番二十二ほか

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号

五 変更前の設置者の代表者名 永田 正

六 変更後の設置者の代表者名 紅村 康

七 変更日 平成二十八年六月二十九日

八 届出日 平成二十八年九月十二日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成二十八年十月七日から平成二十九年二月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称)京王電鉄調布駅周辺開発計画B棟

二 店舗所在地 調布市小島町二丁目四十八番六ほか

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号

五 変更前の設置者の代表者名 永田 正

六 変更後の設置者の代表者名 紅村 康

七 変更日 平成二十八年六月二十九日

八 届出日 平成二十八年九月十二日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成二十八年十月七日から平成二十九年二月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ニトリ環七梅島店

二 店舗所在地 足立区梅島二丁目二百二十番一ほか

三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス

四 意見

ア 聴取者 足立区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十八年九月十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十八年十月七日から同年十一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する

七 縦覧時間

条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月

三〇円(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001